

## 第121回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年3月26日提出分）

議案番号	件名
第 59 号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第59号議案

宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成17年宍粟市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和5年1月分から令和7年4月分までの特別職の職員</u>の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和7年4月分の特別職の職員</u>の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に、<u>市長及び副市長</u>にあつては100分の80を、<u>教育長</u>にあつては100分の90を乗じて得た額とする。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。